

Coo&RIKU 生命保障制度約款

Coo&RIKU 独自の生命保障制度(以下、本保障とする)について次の通り記す。

第1条(対象物)

本保障は、生命保障制度申込みの該当契約ペット(以下、ペットとする)のみを対象とする。

第2条(保障事項)

1. 本保障は、万が一の怪我や病気によりペットが死亡した場合に適用されるものとし、その場合の代替ペットの提供を保障する。なお、代替ペットは、初期売買契約時に要した費用(生体価格、安心パック、(追加ワクチン接種費用)本保障の適用を受けるために要した費用の合算を指す。以下「初期費用」とする)と同程度の販売価格のものとする。初期費用と代替ペットの販売価格に差額が生じる場合、10万円の範囲内でペットフード、商品等を提供するものとする。
2. 本保障により提供された代替ペットについて、本保障は継続して適用されないものとする。

第3条(保障適用内)

本保障の適用範囲は以下のとおりとする。

1. 怪我による死亡
 - (1)日常生活における事故(圧迫、打撲、骨折等)
 - (2)ペット行動による事故(誤飲、感電、沈溺等)
 - (3)予測不可能な事故(落下等)
2. 病気による死亡
 - (1)獣医師の診断により、先天性疾患及びその他疾患による死亡と認められたもの
 - (2)獣医師の診断により、原因不明の死亡と認められたもの(中毒死、突然死等)

第4条(保障対象外)

次の事項に該当する場合は、本保障の適用外とする。

1. 契約者及び同居人等による故意、重大な過失、犯罪行為、闘争行為によるもの
2. 契約者が法令に違反した行為(飲酒運転等)によるもの
3. 契約者の管理下でない事故によるもの
4. 契約者が随伴した状況で法令に違反した行為(交通事故等)によるもの
5. 契約者の疾患により生じた事故によるもの
6. 契約者及び同居人等の基本的飼養を怠ったことに起因するもの
7. 医療過誤及び医療機関、獣医師による不適当な処置に起因するもの
8. 下記の感染症対策を怠ったことに起因する病気によるもの。
犬パルボウイルス感染症、犬ジステンパー、犬パラインフルエンザ感染症、犬伝染性肝炎、アデノウイルス2型感染症、コロナウイルス感染症、レプトスピラ感染症
黄疸型、レプトスピラ感染症カニコラ型、フィラリア症、猫汎白血球減少症、猫カリシウイルス感染症、猫ウイルス性鼻気管炎、猫白血病ウイルス。但し、発病日が定められた予防措置(ワクチン接種等)が有効とされる期間内であれば本保障を適用する。
9. 狂犬病予防対策(1年に1回の予防接種)を怠ったことに起因する狂犬病によるもの
10. 地震や噴火、津波等の天災により生じた事故によるもの
11. 戦争、外国の武力行使、革命、内乱、武力反乱その他それらに類似する事変または暴動によるもの
12. 核燃料物質及びそれによる汚染されたものによる放射性、爆発性、その他有害な特性が原因となる事故によるもの

第5条(保障期間、保障料及び支払方法)

契約者は、1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、12ヵ月、24ヵ月、36ヵ月、60ヵ月、100ヵ月のいずれかを本保障の保証期間として選択し、当社所定の保障料を支払うものとする。本保障は、ペットを引き渡した日又は契約者がペットの購入に要する費用全額を支払った日のいずれか早い日を始期日として、生命保証契約書に保障期間の始期日と終了日を明記する。契約者があんしん半額プランに加入した場合のみ保障料の分割払いを選択できるものとし、当社が保障適用の可否について判断した場合、契約者は、翌月以降の保障料の支払を免れるものとする。

第6条(契約者の提出義務)

契約者は、ペット売買契約書、生命保障契約書及び死亡診断書を提出しなければならない。なお、死亡診断書の項目に、獣医師の署名、日付、死亡原因、該当ペットと判別できる事項がないものは無効とし、本保障は適用されないものとする。

第7条(契約者の申請義務)

契約者は、ペット死亡時(以下、有事とする)に直ちに当社へ申し出る義務を負うものとする。有事の報告は、ペットの死亡診断日より3日以内とし、4日以上経過した場合、本保障は適用されないものとする。また、本保障の適用の可否に関する決定通知は、死亡診断日より30日以内とする。なお、保障適用の判断に困難がある場合、当社の判断により決定通知を最大30日間延長することができる。

第8条(契約者からの解約)

本保障は、契約期間中に契約者から解約することはできないものとする。但し、第9条で定める事項による当社からの解除は可能とする。当社から解除した場合、以後の保障はされないものとし、支払済みの保障料の返還もしないものとする。

第9条(当社からの解除)

本保障では、次のいずれかに該当する事由がある場合には、当社は、契約者に対し本保障を解除することができる。

1. 契約者が本保障を適用させる目的でペットに怪我、事故、死亡等が発生させた場合
2. 契約者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
3. 契約者が本保障の適用や保証料の支払にあたり、詐欺、脅迫等の手段を用いた場合
4. 上記のほか、契約者が本保障の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
5. 契約者が支払期日までにその保障料の支払を怠った場合

第10条(本約款の変更)

1. 当社は、以下の場合に、本約款を変更することができる。

- (1)約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - (2)約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は前項により本約款の変更をするときは、効力発生日を定め、変更後の約款の効力発生日の前日までに、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生日を当社ホームページに掲載することをもって周知する。

第11条(特約事項)

ペット売買契約時に契約者が「あんしん半額プラン」を利用した場合、本保障について以下を特約事項として定める。

1. 保障期間は、第5条で定めた始期日から100ヵ月間とする。
2. 保障料の分割払いは36回を上限として支払うことができるものとする。なお、分割払い回数の変更は繰り上げ支払に限るものとする。
3. 支払方法はクレジットカードの利用を必須とする。
4. 当社の判断により本保障への加入をお断りする場合がある。

以上